

令和3年4月1日から，申請者欄の

『押印』

が

不要

になります！

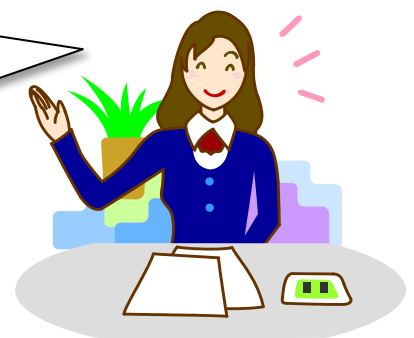
道路法第32条に係る占用の申請，道路法第24条に係る道路工事の承認申請，その他申請書・届出書に必要な申請者の押印が不要となります。



- 道路占用（変更）許可申請書
- 道路工事完了届
- 道路占用廃止（変更）届
- 道路工事施工承認申請書
- 工事用作業車等による作業届
- 電線共同溝に係る申請書及び届出書
- 道路通行許可申請書
- 街路灯維持補助金交付申請書
- 街路灯設置補助金交付（変更）申請書
- 街路灯設置工事完了届

など

上記の申請・届出以外のもの
で不要となるものについて
は，道路占用係職員まで
お尋ねください。



担当 旭川市土木部土木管理課道路占用係
旭川市6条通10丁目第三庁舎2階
電話番号 0166-25-5375